

ID: 84

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市高齢者センターきらら条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第105号		
【根拠条文】 (使用料) 第8条 市長は、第6条第2号に該当する利用者から、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)その他厚生労働省告示に基づき算定した額を使用料として徴収する。 2 前項の利用者は、第3条第2号から第5号までの事業を利用した日の翌月の市長が定める日までに同項の使用料を納付しなければならない。ただし、介護保険法に定める場合は、当該利用者に代わり後日保険者が保険給付相当額を支払うことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日